

(写)

銚子市第355号
令和3年12月23日

銚子市国民健康保険事業の
運営に関する協議会
会長 鷺山隆志 様

銚子市長 越川信一

銚子市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）

銚子市国民健康保険条例（昭和60年銚子市条例第11号。以下「条例」という。）第14条及び第18条の5に規定する保険料率を、下記のとおり改正することについて、貴協議会に諮問いたします。

記

- 1 条例第14条に規定する基礎賦課額の保険料率
資産割 「100分の20」を削除する。
- 2 条例第18条の5に規定する介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 「100分の1.8」を「100分の2.5」に改める。
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人について
「14,000円」を「20,000円」に改める。
- 3 施行期日 令和4年4月1日